

五ヶ瀬町 2022年 索道安全報告書

株式会社五ヶ瀬ハイランド（五ヶ瀬ハイランドスキー場）

1.ご利用の皆様へ

五ヶ瀬ハイランドスキー場の索道事業に対して、日頃のご利用とご理解、誠に有難うございます。当スキー場は、経営理念の第一に安全の確保を掲げ、法令の遵守とともに安全輸送に努めております。

本報告書は、鉄道事業法に基づき輸送の安全確保のための取組みや安全の実態について自ら振り返るとともに広くご理解いただくために公表するものです。

皆様からの声を輸送の安全に役立てたく、積極的なご意見を頂戴できれば幸いです。

五ヶ瀬町長 小迫 幸弘

2.基本方針と安全目標

(1) 基本方針

当スキー場の経営理念の第一は、安全の確保です。「安全基本方針」を次のように掲げ、町長以下従業員に周知、徹底しております。

1. 一致協力して輸送の安全の確保に努めること。
2. 輸送の安全に関する法令及び関連する規程(安全管理規定を含む。以下「法令等」という。)をよく理解するとともにこれを遵守し、厳正、忠実に職務を遂行すること。
3. 常に輸送の安全に関する状況を理解するよう努めること。
4. 職務の実施にあたり、推測に頼らず確認の励行に努め疑義のある時は最も安全と思われる取扱いをすること。
5. 事故・災害等が発生した時は、人命救助を最優先に行動し、速やかに安全適切な処置をとること。
6. 情報は漏れのなく迅速・正確に伝え、透明性を確保すること。
7. 常に問題意識を持ち、必要な変革に果敢に挑戦すること。

(2) 安全目標

索道輸送安全目標(2018年～2022年)は次のとおりです。

項目	内容
整備不良による事故	乗客の死亡を伴う事故を発生させない。
人身障害事故	5年間の発生件数をゼロとする。

3.事故等の発生状況とその再発防止措置

(1) 索道運転事故

索道運転事故は発生しておりません。

(2) 災害(地震や台風、雷等)

2021 度、災害による運行停止はございませんでした。

(3) インシデント(事故の兆候)

2021 年度、国土交通省へのインシデントの報告はございません。

(4) 行政指導等

2021 年度、国土交通省九州運輸局による保安監査を受けましたが、行政指導はございませんでした。

4.輸送の安全確保のための取組み

(1)人材教育

輸送や皆様の安全確保のため、リフト係員への安全教育を実施しております。また、運転に関するマニュアル、緊急時における緊急マニュアルを運転室・監視室・パーキングセンター事務所・スキーセンター事務所に設置し、報告・連絡・相談とヒアリ・ハット報告を周知徹底して、日々安全についての意識を高めて業務にあたっております。

(2)緊急時対応訓練

毎年、シーズンイン前の従業員研修時に救助訓練を実施しております。

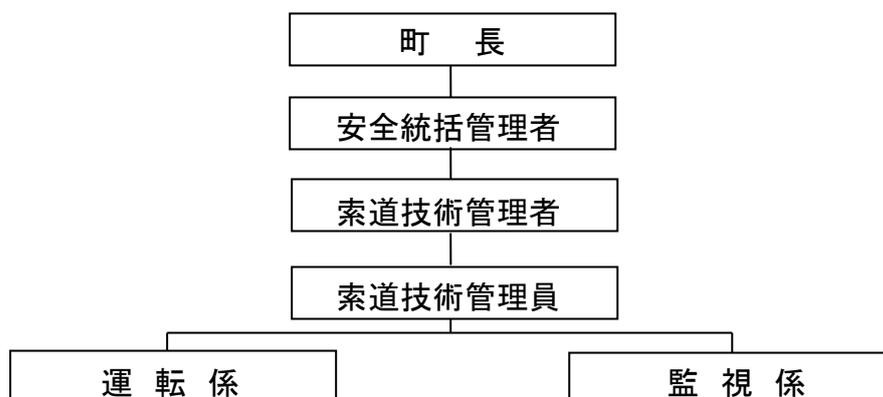
(3)安全の為の設備整備実績

2018年度	向坂山第1リフト	支えい索交換及び切り詰め・乗り場操作スタンド新規入れ替え 油圧緊張装置、油圧制動装置、減速機オイル交換
	向坂山第2リフト	握索機解体検査
	向坂山第3リフト	握索機解体検査
2019年度	向坂山第1リフト	握索機解体検査・油圧緊張ユニット、油圧緊張シリンダー 新規入れ替え

- 向坂山第2リフト 油圧緊張装置、油圧制動装置、減速機オイル交換
 向坂山第3リフト 油圧緊張装置、油圧制動装置、減速機オイル交換
 油圧緊張ユニット新規入れ替え
- 2020年度 向坂山第1リフト 握索機解体検査・油圧緊張装置、油圧制動装置、減速機オイル交換
 向坂山第2リフト 握索機解体検査
 向坂山第3リフト 握索機解体検査・搬器フレーム1部新規交換
- 2021年度 向坂山第1リフト 握索機解体検査
 向坂山第2リフト 握索機解体検査・油圧緊張装置、油圧制動装置、減速機オイル交換
 向坂山第3リフト 握索機解体検査・油圧緊張装置、油圧制動装置、減速機オイル交換・搬器フレーム新規交換・搬器懸垂部新規全交換

5.安全管理体制

町長をトップとする安全管理組織を構築し、各責任者の責任を明確にしています。また、運転に関するマニュアル、緊急時における緊急マニュアルを運転室・監視室・パーキングセンター事務所・スキーセンター事務所に設置し、日々の業務に反映させております。



町長	輸送の安全の確保に関する最終的な責任を負う
安全統括管理者	索道事業の輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
索道技術管理者	安全統括管理者の指揮の下、索道の運行の管理、索道施設の保守の管理、その他の技術上の事項に関する業務を統括管理する。
索道技術員	索道技術管理者の指導の下、索道技術管理者の行う業務を補助する。